

## 栃木県警察学校教養規程（概要）

制定昭和37年11月10日

栃木県警察本部訓令第17号

この規定は、警察教養細則（平成五年警察庁訓令第三号。以下細則という。）に基づき、栃木県警察学校において警察職員の教育訓練を行うため必要な事項を定めるものとする。

主な内容は、

- 修業期間
- 入寮
- 試験
- 勤務考査
- 修業成績優秀者の表彰
- 退校

等の項目からなっている。